

江別市立大麻中学校における働き方改革推進計画

(平成 31 年 4 月策定) (令和 4 年 4 月改定)

1 ねらい

教職員の長時間勤務の解消に向けた取組等を通じて、教職員が心身の健康を維持しながら、教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質の向上と、子ども達が地域と一体となって心身ともに健やかに成長できる環境づくりを行う。

2 方向性

令和 4 年 2 月に江別市教育委員会が改定した、「江別市立学校における働き方改革推進計画」(第 2 期)に準拠し、江別市立大麻中学校における働き方改革を進める(但し、さらに改定された場合は改定された内容に準拠するとする)。それにより、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民等の理解を得ながら、教職員が本来業務に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境を構築する。

3 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間

4 計画が目指す目標

(1) 北海道 Action・プランに掲げる取組

- Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減
- Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実
- Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(2) 令和 5 年度末までに達成する指標

- ①すべての部活動において、部活動休養日を完全に実施(平日週 1 日 52 日+週末週 1 日 52 日+学校閉庁日 9 日=年間 113 日以上)する。
- ②変形労働時間制を活用する。
- ③定時退勤日を月 2 回以上実施する。
- ④学校閉庁日を年 9 日以上間実施する。

(3) 目標

職員の在校等時間から条例で定める勤務時間を減じた時間を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とする。

- ①生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるをえない場合でも 1 年間で 720 時間を超えないようにする。また、1 か月で 45 時間を超える月は 1 年間に 6 か月までとする。
- ②また、1 か月では 100 時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が 80 時間を超えないようにする。

(4) 重点的に実施する取組

- ①在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ②メンタルヘルス対策の推進等
- ③働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ICT を積極的に活用した業務等の推進
- ⑤部活動休養日等の完全実施

⑥地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

5 市教育が独自に重点的に実施する取組

- (1) 印刷業務の軽減
- (2) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進
- (3) 国及び関係機関等への要望の提出
- (4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築
- (5) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

6 学校の役割

- (1) 学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。
- (2) 時間外在校等時間等の実態を踏まえ、道教委が作成した働き方改革手引き「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する

7 具体的な取組

<Action1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備>

- (1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 【北海道重点】
- (2) ICTを積極的に活用した業務等の推進 【北海道重点】
- (3) 印刷業務の軽減 《江別市重点》
- (4) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 【北海道重点】
- (5) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進 《江別市重点》
- (6) 校務支援システムの活用促進
- (7) 学校徴収金の管理業務の改善
- (8) 国及び関係機関等への要望の提出 《江別市重点》

<Action2 部活動指導にかかわる負担の軽減>

(1) 部活動休養日等の完全実施 【北海道重点】

○生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における業務量が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施を継続する。

○部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取り扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割り振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

①学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

②学校閉庁日は、その期間を休養日とする。道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

* 平日52日間以上＋週末52日間以上＋学校閉庁日9日間以上＝年間113日以上

* 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

* 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動する場合は、代替の休養日を実施

(2) 部活動の活動時間

①平日の1日の活動時間は、長くとも2時間程度とすること。

②学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

* 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細は、「江別市立大麻中学校に係る部活

動の活動方針」による。

- (3) 複数顧問の効果的活用（交代で指導、安全管理を行い時間外勤務縮減につなげる。）
- (4) 部活動指導員の配置等
- (5) 中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等
- (6) 学校規模等に応じた部活動数の適正化
- (7) 部活動の地域への移行や合理的で効果的な部活動の推進

<Action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実>

- (1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表 【北海道重点】
 - ①「出退勤管理システム」を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表を検討する
 - ②一部の教職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。
- (2) ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進
 - 学校は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう以下の取組を積極的に進める。
 - ①月2回以上の定時退勤日の実施
 - ②年2回以上のワークバランス推進強化期間の実施
 - ③12日以上有給休暇の取得促進（年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。）
 - ④仕事と育児・介護等の両立支援
- (3) 人事評価制度等を活用した意識改革の推進
 - ①「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属教職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。
 - ②人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全教職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
 - ③上限時間を超える教職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該教職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。
- (4) 長期休業中における「学校閉庁日」の設定
 - ①実施目的
 - ・教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。
 - ②設定期間
 - ・8月15日前後の3日間に設定することを基本(夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可)とする。
 - ・年末年始の休日は、市内統一の学校閉庁日とする。
 - ③サービス上の取扱等
 - ・年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。・休暇の取得を強制しない。・出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
 - ・部活動休養日に設定する。
 - ④保護者への周知
 - ・道教委や市教委が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出する。

(5) 働き方改革に関する研修の実施

- ①教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修の機会を活用するとともに、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促す。

<Action4 教育委員会による学校サポート体制の充実>

(1) メンタルヘルス対策の推進等 【北海道重点】

- (2) 調査業務等の見直し ・市教委は、教職員の事務業務量を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性和手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。

(3) 勤務時間等の制度改善

(4) 適正な勤務時間の設定等

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築 《江別市重点》

(7) 研修の精選・見直し

(8) 若手教職員への支援

(9) 教頭への支援

- ①調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
②主幹教諭等の配置など、学校組織体制を整備する。
③事務職員等との役割分担を図る。
④教頭に求められる資質能力を明確化した研修を行う。

- (10) 学校行事の精選・見直し ・市教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。

- ①学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、業務量の軽減を図ること。
②地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
③カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

(11) 学校が作成する計画等の見直し

(12) 学校の組織運営に関する見直し

(13) 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等 《江別市重点》

- ①市教委は、学校での留守番電話導入を促進し、教職員の時間外勤務の縮減を図る。